

群馬県通正化通信 NO.197(令和7年5月号)

令和6年度巡回指導実施結果について

令和6年度の巡回指導実施結果を見ると、総合評価では前年度よりA（大変良い）が減少し、C（普通）が増加しました。

改善指導項目では、各項目の指摘率は減少傾向にあるものの、依然として「特定運転者に対する特別指導」の指摘がワースト1位となっており、指摘事項全体の35.5%を占めています。ワースト1位になっている最大の要因は65歳を超える運転者に対する“適齢診断受診結果に基づく教育の未実施”です。過去の適正化通信で、何度も適齢診断結果を踏まえた教育の実施と記録保存をお願いしているところですが、指摘を受けている事業所の多くが適齢診断の受診までで管理が終わっており、その後の教育指導が未実施となっています。適齢診断受診後には、受診結果に基づく教育を実施するとともに、実施した内容を確実に教育記録簿等に記録保存するよう再度お願ひいたします。

また、初任運転者の“過去3年以上の事故歴把握”も依然として指摘が多い状況です。巡回指導後の改善は行われますが、一時的な改善となるケースが多く、以降の初任運転者に対する事故歴把握が継続されていない事業所が多く見受けられます。改めて新たに選任した運転者に対しては、運転者採用時に確実な“運転記録証明書”的取得を徹底するようお願いいたします。

次に指摘率が増加した「健康診断」では、“定期健康診断未受診”、“特定業務従事者に対する年2回未受診”が多く見受けられました。特定業務従事者とは“22時から翌朝5時の間に6ヶ月平均で月4回以上業務に従事している労働者”が対象となっています。そのため22時以降や朝5時前に6ヶ月を平均して月4回以上運行している運転者には6ヶ月に1回の健康診断受診が義務づけられます。管理者の方々は点呼簿等から各運転者の勤務時間を確認していただき、該当する運転者には確実に年2回の健康診断を受診させるよう計画的な管理をお願いいたします。

裏面には、改善指導項目ワースト3の指摘内容分析を掲載しておりますので、各社で該当する事項がないか確認していただき、適切な管理を実施するための参考としてご活用ください。

また、その他の項目も含め、前回と同じ項目が指摘されないよう「訪問アドバイス」等を利用して、計画的かつ積極的な取組みをお願いします。

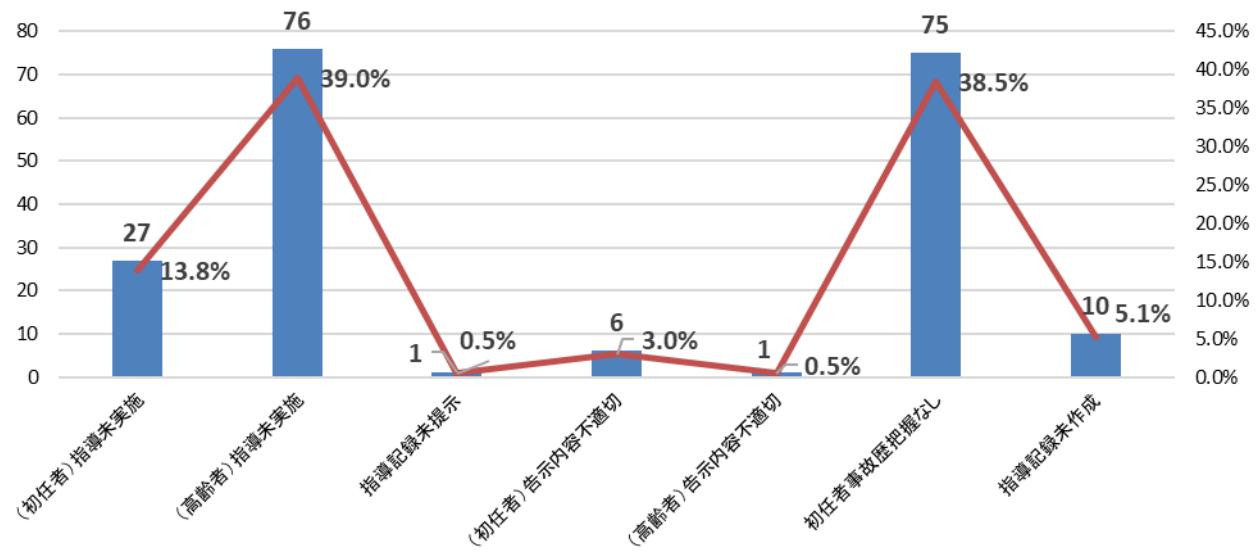
1. 巡回指導総合評価集計

	A（大変良い）		B（良い）		C（普通）		D（悪い）		E（大変悪い）		その他		合計	
6年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	201	32.7	212	34.5	126	20.5	10	1.6	1	0.2	65	10.5	615	100
5年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	227	35.4	223	34.8	119	18.6	12	1.9	1	0.1	59	9.2	641	100
4年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	190	32.3	224	38.0	117	19.9	12	2.0	4	0.7	42	7.1	589	100
3年度	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%	事業者数	%
	135	26.1	166	32.2	115	22.3	18	3.5	4	0.8	78	15.1	516	100

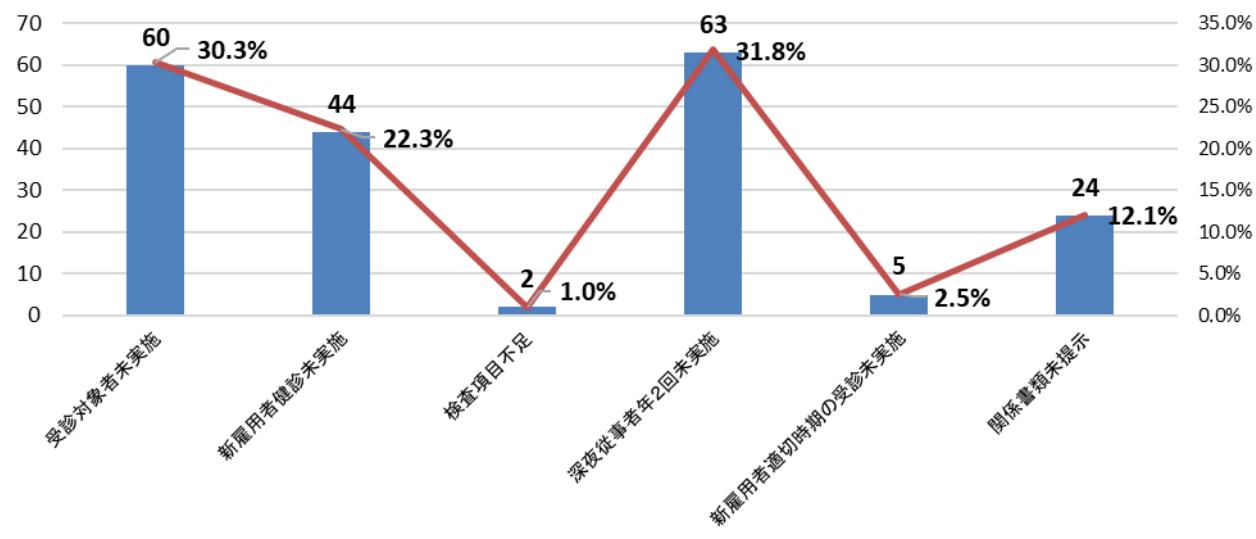
2. 改善指導項目ワースト5

調査事項	6年度	5年度	4年度	3年度
特定運転者に対する特別指導の実施及び記録保存（事故歴の把握を含む）	① 35.5%	① 37.0%	① 41.9%	① 49.7%
健康診断の実施及び記録保存	② 26.5%	② 23.3%	④ 25.9%	② 35.7%
過労防止（改善基準違反及び乗務割等の作成、時間管理を含む）	③ 23.4%	③ 22.5%	② 27.6%	③ 33.9%
特定運転者の適性診断受診（初任診断・適齢診断等）	④ 21.4%	④ 21.0%	③ 26.0%	④ 28.9%
運行記録計の記録保存（機器不良・記録改ざん含む）		⑤ 18.1%		
点呼の実施及び記録保存	⑤ 17.8%		⑤ 17.8%	
運行指示書の作成、指示、記録保存				⑤ 27.3%

ワースト1
特定運転者に対する特別指導の実施及び記録保存



ワースト2
健康診断の実施及び記録保存



ワースト3 過労防止

